

第2次西尾市男女共同参画プラン

【案】

～男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお～

平成26年（2014年）3月

西 尾 市

はじめに



本市では、平成15年3月に「西尾市男女共同参画プラン」を、平成21年3月に「西尾市男女共同参画プラン（見直し版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めてきました。

このたび、「西尾市男女共同参画プラン」の計画期間が終了するため、平成26年度から平成35年度までの10年間の計画期間とした「第2次西尾市男女共同参画プラン」を新たに策定いたしました。

特に近年は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、社会情勢が大きく変化しています。男女がともに支え合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

今後は、「第2次西尾市男女共同参画プラン」に基づき、『男女がともに心豊かに暮らせるまち にしお』の実現に向けて取り組んでまいります。しかし、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民の皆さま一人ひとりが、その必要性、重要性を理解し、家庭、学校、職場、地域において、それぞれに意識を持ち、活動を広げていただくことが重要になります。今後とも、市民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、アンケート、ヒアリング等によりご意見をいただきました市民の皆さま、熱心にご審議いただきました「にしお男女共同参画市民会議」の委員の皆さまをはじめ関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成26年 3月

西尾市長 榊原 康正

目 次

第1章 プランの基本事項	1
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの位置づけ	3
3 プランの策定体制	3
4 プランの期間	3
第2章 西尾市の現状と課題	5
1 市民アンケートからみる男女共同参画の状況.....	6
(1) 男女の地位の平等感	6
(2) 家庭における男女共同参画について.....	7
(3) 職場における男女共同参画について.....	8
(4) 配偶者や恋人からの暴力について.....	8
2 市職員アンケートからみる男女共同参画の状況.....	9
(1) 女性管理職について	9
(2) 配偶者や恋人からの暴力の相談について.....	9
(3) 業務の中の男女共同参画について.....	10
3 各種調査からみる男女共同参画の状況.....	11
(1) 企業実態調査結果	11
(2) 団体調査結果	12
(3) 若年者調査結果	13
4 第1次プランの進捗状況	16
第3章 プランの基本的な考え方	17
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策体系	21
第4章 基本目標別の内容	23
基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます.....	24
(1) 審議会等委員への女性の積極的登用.....	25
(2) 地域や企業・各種団体等における女性の参画促進.....	25
(3) 市役所における男女共同参画の推進.....	25
基本目標2 男女共同参画の考え方をまなびます.....	26
(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供.....	27
(2) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進.....	27

(3) 男女共同参画に関する学習機会の提供.....	27
(4) 児童生徒への男女共同参画の理解促進.....	28
基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます.....	29
(1) 市民との協働による男女共同参画の推進.....	30
(2) 男女共同参画を推進する市職員及び教員等の意識づくり.....	30
基本目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります.....	31
(1) 企業における環境整備.....	32
(2) 女性の就業機会の拡大.....	32
(3) 農・水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進.....	32
(4) 家庭における両立支援の促進.....	33
(5) 福祉サービスの充実.....	33
基本目標5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります.....	34
(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援.....	35
(2) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進.....	35
(3) 男女共同参画の視点に立った高齢者福祉・障害者福祉の推進.....	35
基本目標6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます.....	36
(1) 防災分野の方針決定過程における男女共同参画の推進.....	37
(2) 防災・災害・復興時における男女共同参画の推進.....	37
基本目標7 男女間のあらゆる暴力をなくします（西尾市DV基本計画）.....	38
(1) 人権尊重の意識づくり.....	39
(2) DVについて相談しやすい環境づくり.....	40
(3) DV被害者への支援の充実.....	40
(4) さらなるDV対策の強化.....	41
第5章 数値目標.....	43
1 数値目標の設定.....	44
第6章 推進体制.....	47
1 市役所における施策の推進体制の整備.....	48
(1) 「西尾市役所男女共同参画推進委員会」における関係各課の連携強化.....	48
(2) 市職員への意識啓発.....	48
(3) 施策・事業の点検・評価.....	48
(4) 数値目標の進捗管理.....	48
2 市民と行政との連携体制の整備.....	48
(1) 「にしお男女共同参画市民会議」の開催.....	48
(2) 「にしお男女共同参画市民会議」によるプランの進捗状況評価.....	48
(3) ネットワークづくりについて.....	49
資料編.....	51

第 1 章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨

西尾市では、平成 15 年（2003 年）3 月に、市における男女共同参画の方向性を定める「西尾市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 21 年（2009 年）3 月に「西尾市男女共同参画プラン（見直し版）」を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成 23 年（2011 年）4 月には、西尾市と幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町が合併し、新・西尾市として新たな一歩を踏み出しました。そして、平成 25 年（2013 年）3 月に、合併後初の総合計画である「第 7 次西尾市総合計画」を策定しました。

「第 2 次西尾市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）は、合併後の新市における男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、変化する社会経済情勢等に対応するとともに、国、愛知県の動向に加え、「第 7 次西尾市総合計画」やこれまでの西尾市・幡豆郡 3 町の男女共同参画施策を踏まえて策定するものです。

■近年の国、愛知県、西尾市の動き

年	動き	
平成 11 年（1999 年）	国	「男女共同参画社会基本法」公布、施行
平成 12 年（2000 年）	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 13 年（2001 年）	国	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 21」策定
平成 14 年（2002 年）	愛知県	「愛知県男女共同参画推進条例」制定
平成 15 年（2003 年）	国	「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
	西尾市	「西尾市男女共同参画プラン」策定
平成 16 年（2004 年）	国	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成 17 年（2005 年）	国	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	愛知県	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 18 年（2006 年）	西尾市	「第 6 次西尾市総合計画」策定
	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 21（改定版）」策定
平成 19 年（2007 年）	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 21 年（2009 年）	西尾市	「西尾市男女共同参画プラン（見直し版）」策定
平成 22 年（2010 年）	国	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 23 年（2011 年）	西尾市	西尾市と幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町が合併、新・西尾市の誕生
	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定
平成 24 年（2012 年）	愛知県	「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定
平成 25 年（2013 年）	西尾市	「第 7 次西尾市総合計画」策定
平成 26 年（2014 年）	西尾市	「第 2 次西尾市男女共同参画プラン」策定

2 プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、このプランの基本目標7「男女間のあらゆる暴力をなくします」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」*として位置づけます。

3 プランの策定体制

本プランは、市民委員や有識者による「にしお男女共同参画市民会議」と、市職員による「西尾市役所男女共同参画推進委員会」・「西尾市役所男女共同参画推進委員会ワーキングチームスタッフ会議」において審議を重ね策定しました。

策定の過程においては、市民や企業・団体、若年者へのアンケート調査やヒアリング調査などを通じ、西尾市における男女共同参画を取り巻く実態を把握するとともに、プラン案に対するパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を取り入れ、その反映に努めました。

4 プランの期間

本プランの期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

平成(年度)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
第2次 西尾市男女共同参画プラン				策定	プランの期間								

*市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

第 2 章 西尾市の現状と課題

1 市民アンケートからみる男女共同参画の状況

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

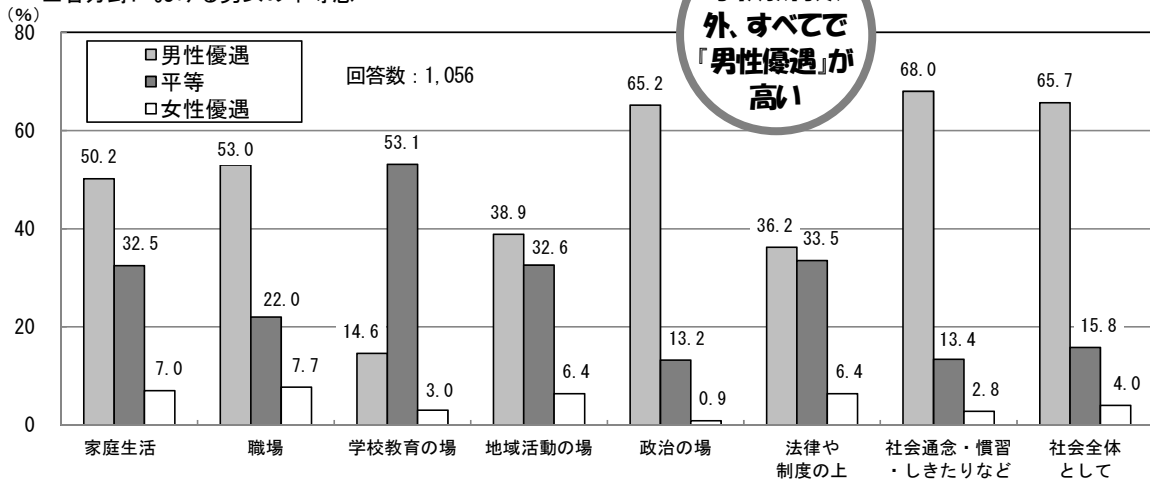
■市民アンケート調査の実施概要

	内容
対象	平成 24 年 10 月現在、西尾市に居住している 18 歳以上 75 歳未満の市民 男女各 1,000 人、計 2,000 人
調査期間	平成 24 年 10 月 1 日から 10 月 15 日まで
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収（ハガキによる督促 1 回）
有効回収数	1,056（回収率：52.8%）

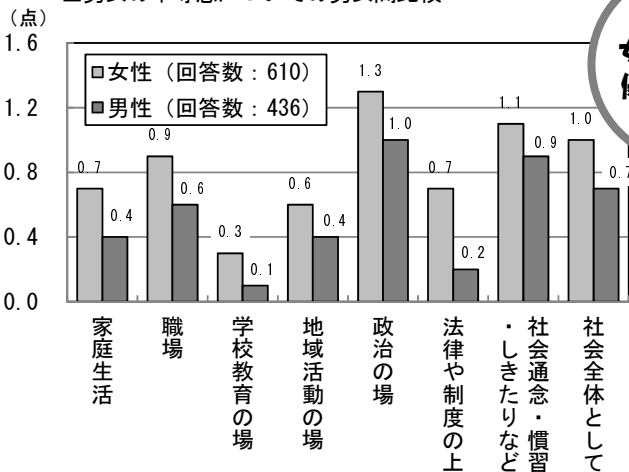
（1）男女の地位の平等感

男女の地位の平等感において、ほとんどの分野で『男性優遇』が「平等」や『女性優遇』を上回っており、市民は様々な場面で、男女平等になっていないと感じていることがわかります。また、男女別にみると、男性に比べて女性は多くの分野で『男性優遇』と感じている状況です。市民の生活に身近な「家庭生活」「職場」「地域活動の場」といった分野で男女平等の実感が高まるよう、啓発や情報提供、環境整備を進めていく必要があります。

■各分野における男女の平等感



■男女の平等感についての男女間比較



※回答結果に対して次のように点数化し、「わからない」「不明・無回答」は除いて男女別に平均得点を算出した。点数が高くなるほど「男性優遇」が強い分野となり、0に近くなるほど平等感が高い分野であると言える。

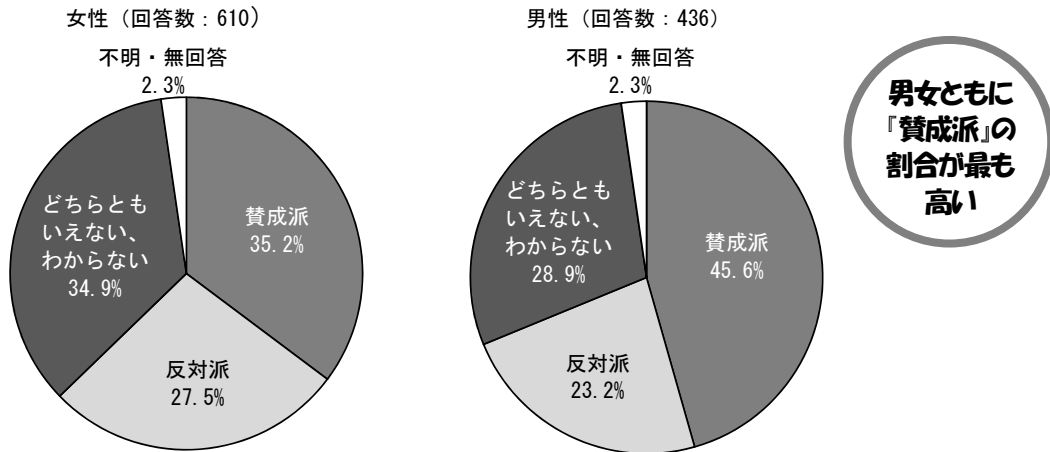
区分	点数
男性の方が非常に優遇されている	+2
どちらかといえば男性の方が優遇されている	+1
平等である	±0
どちらかといえば女性の方が優遇されている	-1
女性の方が非常に優遇されている	-2

(注) 性別の不明・無回答は除く。

(2) 家庭における男女共同参画について

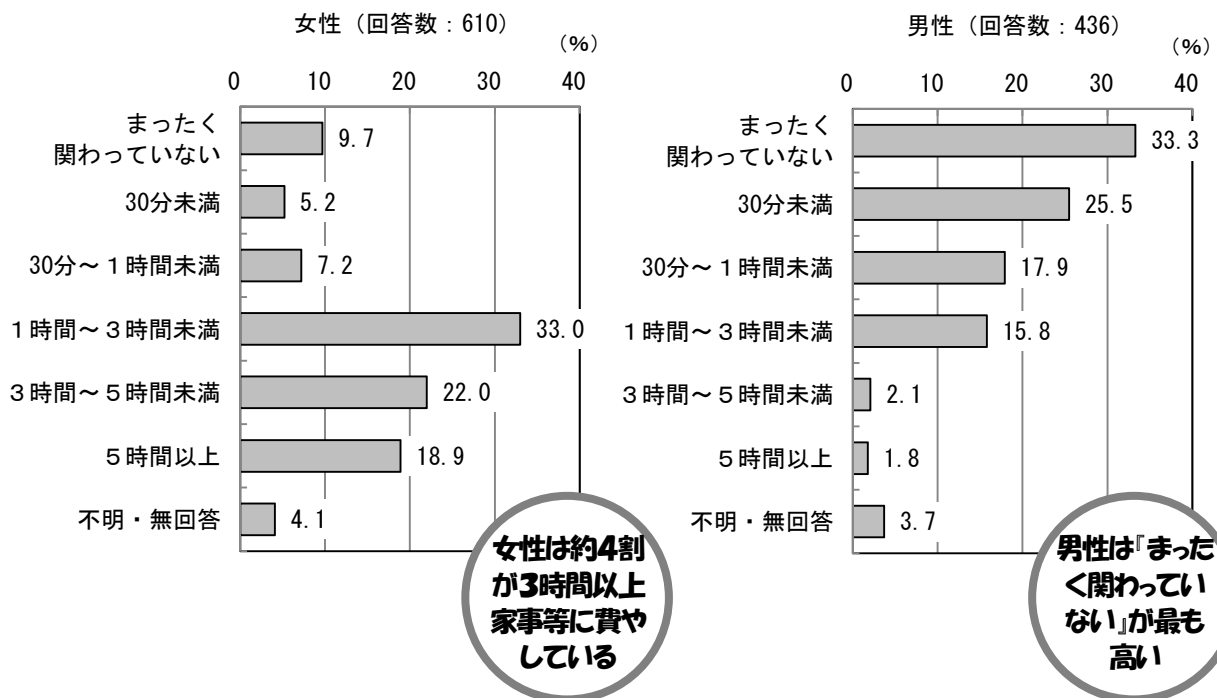
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という、固定的な性別役割分担に対する考え方については『賛成派』が『反対派』を上回っています。性別によって、人生の選択の幅を狭めてしまうことがないように、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めていく必要があります。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



また、家事や育児・介護に携わる時間では、就労状況に関わらず、女性が男性に比べて非常に長くなっています。男性は仕事の忙しさなどから家事や育児・介護に参加しにくい状況にあることが考えられ、働き方の改革などを進めていく必要があります。また、男性が家事や育児・介護に参加するにあたっては、必要性についての啓発や、参加するためのきっかけづくりも大切です。

■平日に家事・育児・介護に携わる平均時間

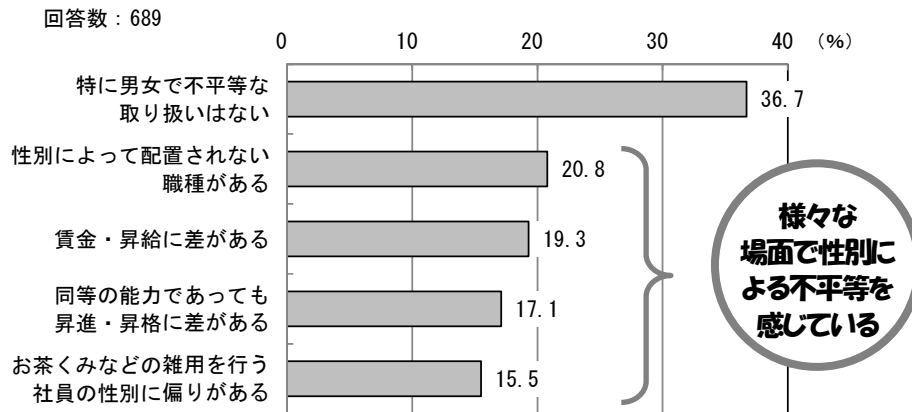


グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問であっても合計が100%にならない場合がある。

(3) 職場における男女共同参画について

職場では、職種、賃金・昇給、昇進・昇格などにおいて、男女間で不平等が感じられています。職場において、性別にかかわらず能力や成果に応じた適正な処遇がなされるようにするとともに、固定的な性別役割分担意識に捉われない働き方について啓発していく必要があります。

■職場で感じる男女の不平等な取り扱い（上位5位・複数回答） ※現在、働いている人のみ

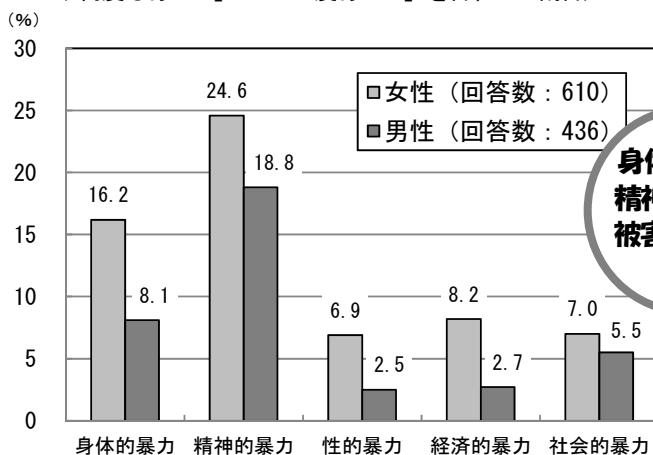


(4) 配偶者や恋人からの暴力について

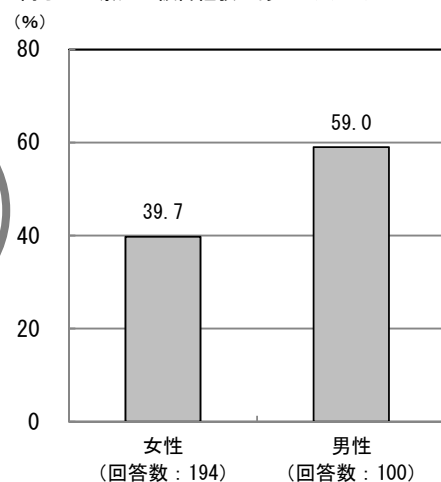
配偶者や恋人からの暴力の経験については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力の5つの暴力のうち、『被害経験があった』割合が最も高いものは精神的暴力であり、女性で24.6%、男性で18.8%となっています。また、身体的暴力は、女性の16.2%が『被害経験があった』と回答しています。

暴力を受けた際に誰にも相談しない人がみられることから、相談窓口の周知を進めるとともに、より一層相談しやすい体制を整備し、被害が潜在化しないようにしていく必要があります。また、どのようなことが暴力にあたるのかという認識も個人によって違いがあるため、暴力の種類などについても周知を進めることが重要です。

■配偶者や恋人から受けた暴力の経験
（「何度もあった」「1～2度あった」を合わせた割合）



■被害経験者のうち誰にも相談しなかった割合
※何らかの暴力の被害経験があった人のみ



2 市職員アンケートからみる男女共同参画の状況

男女共同参画に関する施策の推進主体となる西尾市役所の職員の意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

■市職員アンケート調査の実施概要

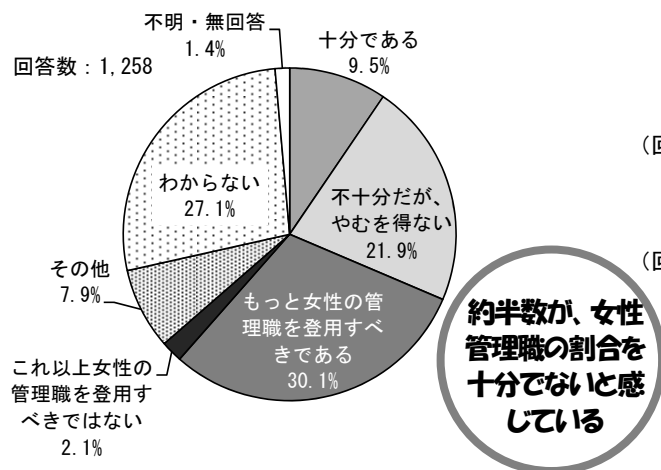
	内容
対象	平成24年11月現在、市役所に勤務している職員（特別職、医療職、臨時・嘱託職員等を除く）1,275人
調査期間	平成24年11月5日から11月20日まで
調査方法	調査票による本人記入方式
有効回収数	1,258（回収率：98.7%）

（1）女性管理職について

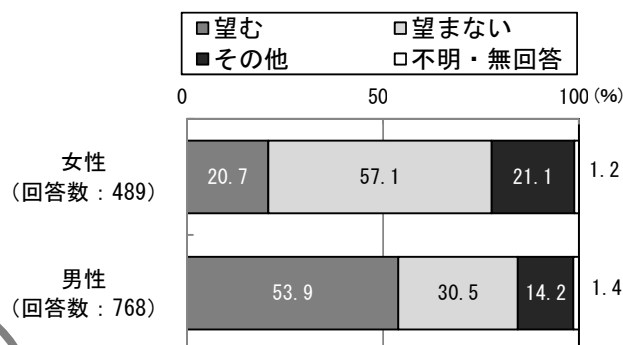
市役所の管理職に占める女性の割合については、「もっと女性の管理職を登用すべきである」が30.1%、「不十分だが、やむを得ない」が21.9%となっています。「もっと女性の管理職を登用すべきである」「不十分だが、やむを得ない」を合わせた、『現在の女性の管理職割合が十分ではないと感じている』割合は合わせて52.0%と、半数以上を占めています。一方で、女性職員は、自信のなさや仕事と家庭の両立への不安などを理由に、管理職を敬遠する傾向があり、意欲を高める取組みを進めるとともに、仕事と家庭生活の調和を図りながら就労・昇進できる環境を整備していく必要があります。

■西尾市役所の女性管理職の割合（平成24年4月時点：11%）

についてどのように思うか



■管理職につくことや昇任することを望むか

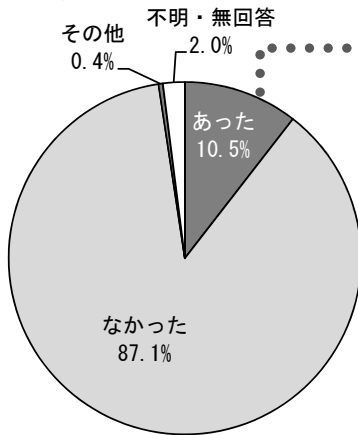


（2）配偶者や恋人からの暴力の相談について

市職員の10.5%が、配偶者や恋人からの暴力について相談を受けた経験があり、相談を受けた市職員の多くが緊急性の判断に迷うなど、何らかの困難に直面しています。2次被害の防止等のためにも、相談にあたる市職員が、DVの基準や範囲、対応にあたっての配慮などについて正しい知識を持つことが必要です。

■配偶者等からの暴力について
市民から相談を受けた経験の有無

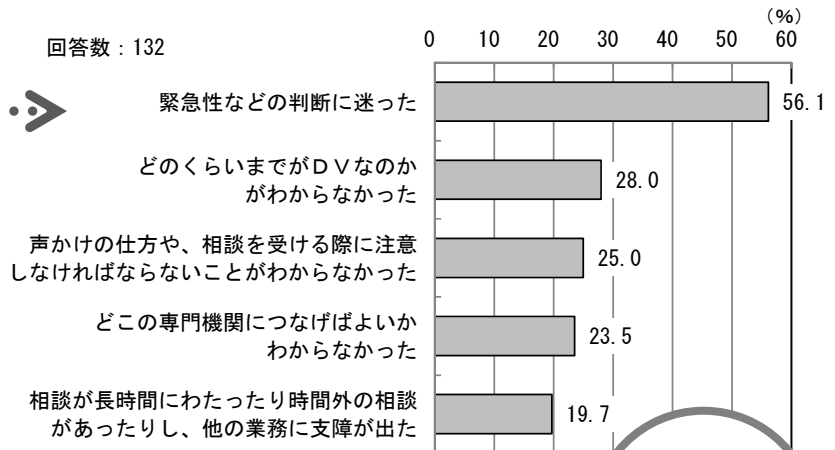
回答数：1,258



■相談を受けた際、困ったこと（上位5位・複数回答）

※配偶者等からの暴力について市民から相談を受けた経験があった職員のみ

回答数：132

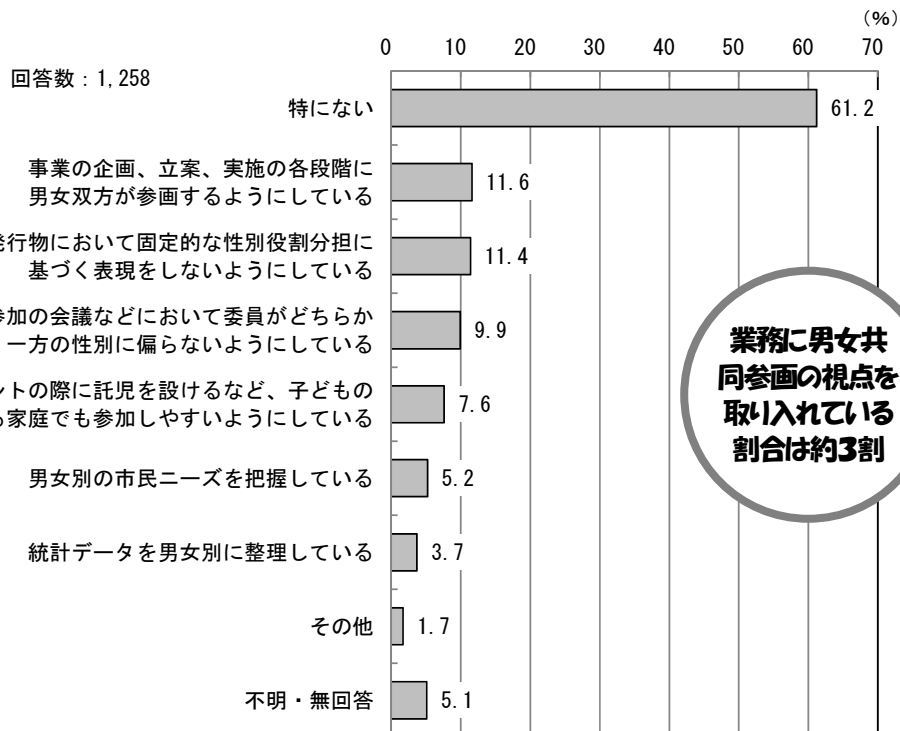


相談を受けた際には緊急性やDVの判断に困ることが多い

(3) 業務の中の男女共同参画について

業務にあたって、男女共同参画の視点から気をつけていることは「特にない」と回答した市職員の割合は61.2%となっています。「西尾市男女共同参画プラン」を推進するためにはすべての課が推進主体となり、共通認識を持って取組みを進めていかなければなりません。より多くの市職員が男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう、男女共同参画の正しい知識の普及や、重要性の啓発を進めていくことが必要です。

■業務の中で男女共同参画の視点から気をつけていることがあるか（複数回答）



業務に男女共同参画の視点を取り入れている割合は約3割

3 各種調査からみる男女共同参画の状況

企業や市民団体などから男女共同参画に関する意見を聴取するため、企業へのアンケート調査及びヒアリング調査と、男女共同参画や地域活動に取り組んでいる団体への団体調査、中学生と成人式実行委員への若年者調査を実施しました。

■各種調査の実施概要

	企業実態調査	団体調査	若年者調査
対象	平成24年10月1日現在の市内のファミリー・フレンドリー企業*34社	市内で活動する女性団体(7団体)、男性団体(8団体)	・市内の中学生40人 ・平成25年度西尾市成人式実行委員24人
調査時期	平成24年10月	平成25年6月	平成25年6月
調査方法	郵送による配布、郵送・FAXまたはメールによる回収(手紙による督促1回)	郵送による配布、郵送による回収	中学生は学校を通じた配布・回収、成人式実行委員は直接配布、郵送による回収
有効回収数	21(回収率:61.8%)	12(回収率:80.0%)	45(回収率:70.3%)
その他	アンケート調査に回答があった企業のうち、4社へ面談ヒアリングを実施	—	—

(1) 企業実態調査結果

①ファミリー・フレンドリー企業の状況について

ファミリー・フレンドリー企業であることで公共事業の入札参加の評価が有利になる場合があり、建設業では、率先して登録が進んでいます。登録することで、職場の意識改革や社員の仕事と家庭生活の調和が実現しており、登録へのインセンティブの付与は良い影響を与えていると言えます。

②育児・介護休業等の取得状況や仕事と家庭の両立支援について

女性の育児休業の取得は進んでいますが、男性においては取得実績がない企業がほとんどでした。しかし、一部の先進的な企業では、男性に産後の特別休暇の取得を働きかけているところもみられました。

子どもの学校行事のために休みをとる社員は、男女ともに増えており、以前よりも職場において子育て支援への理解が進んでいる状況がうかがえました。また、仕事と家庭生活の調和を図るために、社員のメンタルヘルス対策について取組みを強化したいという意向を持つ企業が複数みられました。

今後、進展する高齢化に伴い、企業は社員の親の介護による介護休業・介護休暇取得への対応が求められてくることが考えられます。

③女性社員の活用について

育児休業等が取得されるようになり、結婚、出産に関わらず女性が継続して働くようになっていきます。女性の就労期間が長くなっていることから、昇進においても男性との差がなくなりつつあります。

* ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のこと。

しかし、建設業においては、業界全体として女性の希望者が少ないこと、現場の設備（トイレなど）の問題などから、女性の参画が進んでいない状況となっています。

④男女共同参画全般について

市役所に対し、企業のモデルとして男女共同参画を推進してほしいという意見が出されています。また、社員が仕事と家庭生活を両立するために必要となる、保育・介護などの福祉系サービスの充実が求められています。

ファミリー・フレンドリー企業であることで、愛知県からの情報提供は定期的に行われていますが、「男女共同参画」という言葉自体がわかりにくく、周知されにくいといった意見がありました。男女共同参画に対する社員の関心を高めていくためには、わかりやすい啓発・情報提供方法が必要です。

(2) 団体調査結果

①男女共同参画に関する活動について

調査に回答した12団体のうち、4団体が男女共同参画に関する何らかの活動を行っています。

今後の活動意向については、12団体中、6団体が「男女共同参画に関する取組みに力を入れていきたい」または「できることがあれば積極的に協力していきたい」と回答しており、前向きな意見がみられました。

他の団体との連携についても、男女共同参画の取組みに前向きな6団体すべてが「活動の内容によっては連携をとってもよい」または「他の団体と積極的に連携をとりたい」としています。連携する際に行政に求める支援としては、「イベント、協働による事業の実施支援」との回答が最も多くなっており、連携・ネットワーク化により男女共同参画に関する協働の活動が広がっていくことが期待されます。

②活動上の課題について

団体の活動上の課題については、人材不足と経済的な問題が多くあがっています。

団体が、協働の事業や取組みを進めていくためには、意欲を持って活動を継続できる環境が不可欠なものとなります。団体の主体的な活動の促進に向けて、行政は市民活動推進事業などの関連施策をあわせて進めていくことが重要です。

主な意見の抜粋 ※自由意見から抜粋しています。

今までいなかったが、女性の町内会長がいてもいいと思う。

少しずつ女性の意見も出せるようになってきたと思うが、まだまだ不十分である。

会議への女性の起用を積極的に行い、女性が活躍できる場を広げていける体制づくりが必要だと感じる。

男女共同参画への男性参加が極めて少ない。男性にもっとアピールし、計画の意義を知ってもらわないと意味がない。

防災訓練時には女性が炊き出しを行うなど、固定的な概念で動いている。「女性火消し隊」をつくるなど、改善していくべきだと思う。

備蓄品における女性への配慮はまだまだだと思う。災害時の避難所についても、着替えや授乳などについて考えておいてほしい。

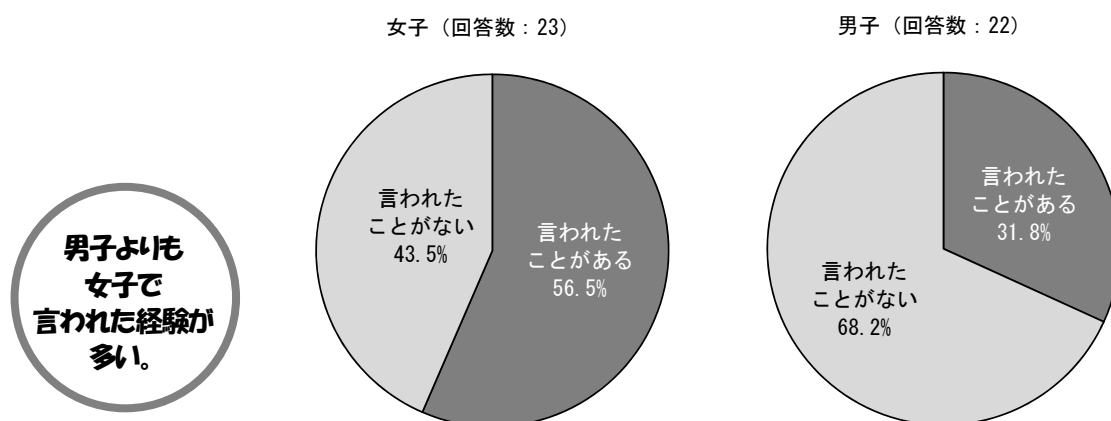
(3) 若年者調査結果

① 固定的な性別役割分担意識に基づく教育について

「女の子（または男の子）だから〇〇しなさい」「女の子（または男の子）のくせに〇〇」と言われた経験は、男子よりも女子で多くなっており、言われた時の状況では、女子は家事の手伝いに関するものと行儀や言葉使いに関するものが多く、男子は泣くことなどの感情を表すことに関するものが多くなっています。言われた経験がある44.4%（男女計20人）のうち、その時の感情を記述している人は13人おり、そのうち11人は「腹がたった」「あまり良い気持ちではなかった」などの否定的な感情を持っていました。残り2人は「気をつけなければいけないと思った」などとしています。

また、性別が理由でしたいことができなかつた経験の有無では、20.0%が「あった」と回答しており、ここでも男子に比べ女子で経験が多くなっています。社会の慣習や周囲の大人の固定的な意識によって、若い世代の活動を制限してしまうことがないようにする必要があります。

■ 「女の子（または男の子）だから〇〇しなさい」「女の子（または男の子）のくせに〇〇」と言われた経験の有無



② 「女らしさ」「男らしさ」についての考え

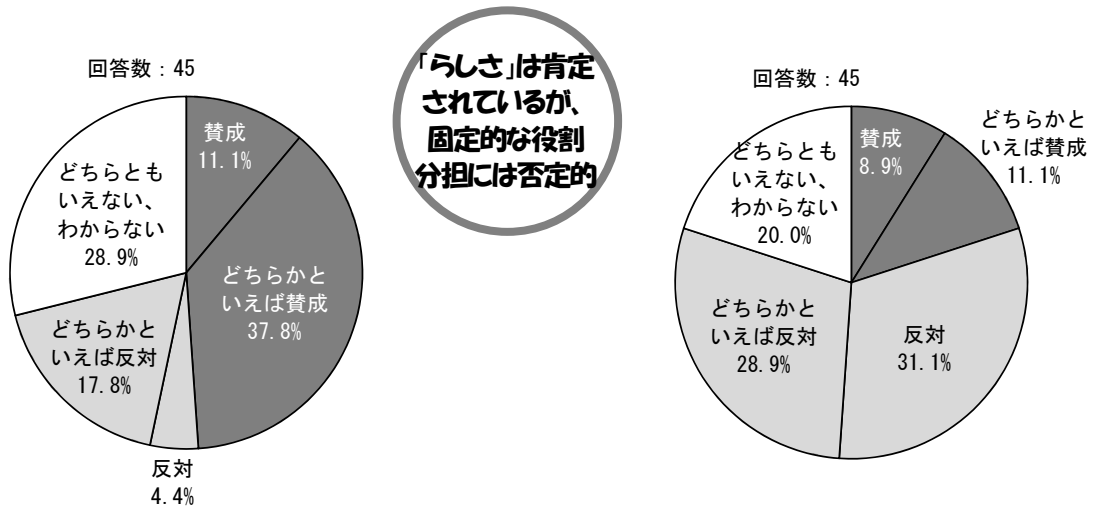
「女らしさ」とはどんなことかという設問では、社会的・文化的なもので多かった回答が「言葉遣いがきれい」「清楚」「服や髪型に気をつかう」、性格的なもので多かった回答が「優しい」「気遣いができる」「きれい好き」などとなっています。一方、「男らしさ」については、社会的・文化的なもので多かった回答が「よく働く」、性格的なもので多かった回答が「頼り甲斐がある」となっています。

これらの特徴は、本来、いずれも女性固有、男性固有のものではありません。しかし“リーダー的な役割は男性”“控えめで周囲に気を配るのは女性”といった通念が若い世代の意識にも存在していることがわかります。

「女は女らしく」「男は男らしく」という考えに対しては、48.9%が『賛成』としていますが、一方で「男は仕事、女は家事・育児」という考えに対しては60.0%が『反対』としています。

■「女は女らしく」「男は男らしく」という考え

■「男は仕事、女は家事・育児」という考え

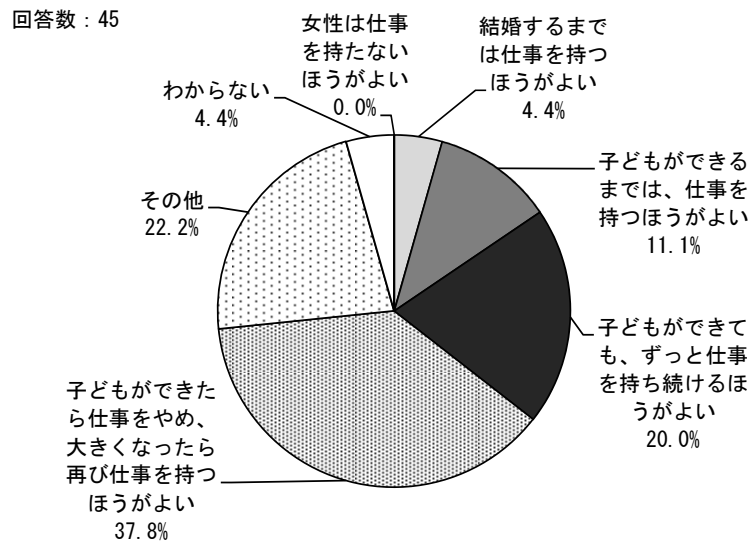


③女性が仕事を持つことについての考え

女性が仕事を持つことについての考えでは、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が37.8%と最も高くなっています。女子では男子に比べて「子どもができて、ずっと仕事を持ち続けるほうがよい」が高く、女性が仕事を持つことについて肯定的な意見が多くみられました。

また、自由意見には、「自分の母親」を例にとった記載がみられ、周囲の大人の生き方が子どもたちの将来イメージに影響を与えていることがうかがえます。

■女性が仕事を持つことについての考え



主な意見の抜粋

※自由意見から抜粋しています。

子どもができるまでは、しっかり働いて養育費にしたらいいと思う。それからは仕事を続けたり、子育てに専念したりすればいいと思う。

(男子 15歳)

今は「男は仕事、女は育児・家事」のような社会ではないし、女だって社会に出るようになっているから働きたい。あと、子どものためにもお金を稼いでいたほうがよい。

(女子 14歳)

ひとつの概念にとらわれず、仕事をしたい人は仕事、家庭に入りたい人は家庭でいい。女性が社会に進出することは素晴らしいこと。

(男子 14歳)

仕事をして、あまり子どもに接することがないのは、子どもにとっても、親にとっても少し寂しいと思う。なるべくそばにいてあげられるといい。

(男子 15歳)

自分のお母さんが「子どもができたら仕事をやめて、大きくなったら再び仕事を持つ」であった。家のことは家族で手伝って、仕事は親にしてもらおうというほうが、家族で助けあっていけると思う。

(女子 14歳)

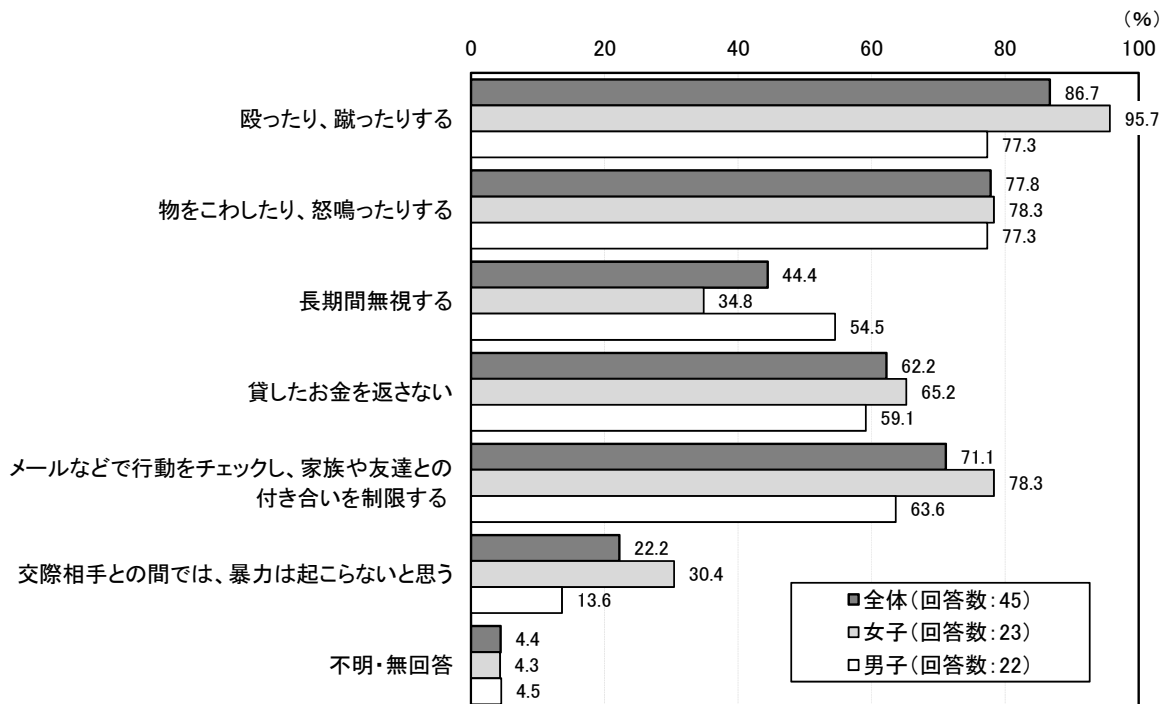
「歯医者 of 看護師をしている母」に憧れる。将来、私もそういう人の役に立つ仕事に就きたいので、男の人にも負けないような仕事ができる女性になりたい。

(女子 14歳)

④暴力について

異性との交際中にどんな行為を暴力(DV)だと思うかでは、「殴ったり、蹴ったりする」「物をこわしたり、怒鳴ったりする」が高くなっています。しかし、「長期間無視する」「貸したお金を返さない」といったことに関しては、やや認識が低くなっています。

■異性との交際時にどのような行為を暴力だと思うか



4 第1次プランの進捗状況

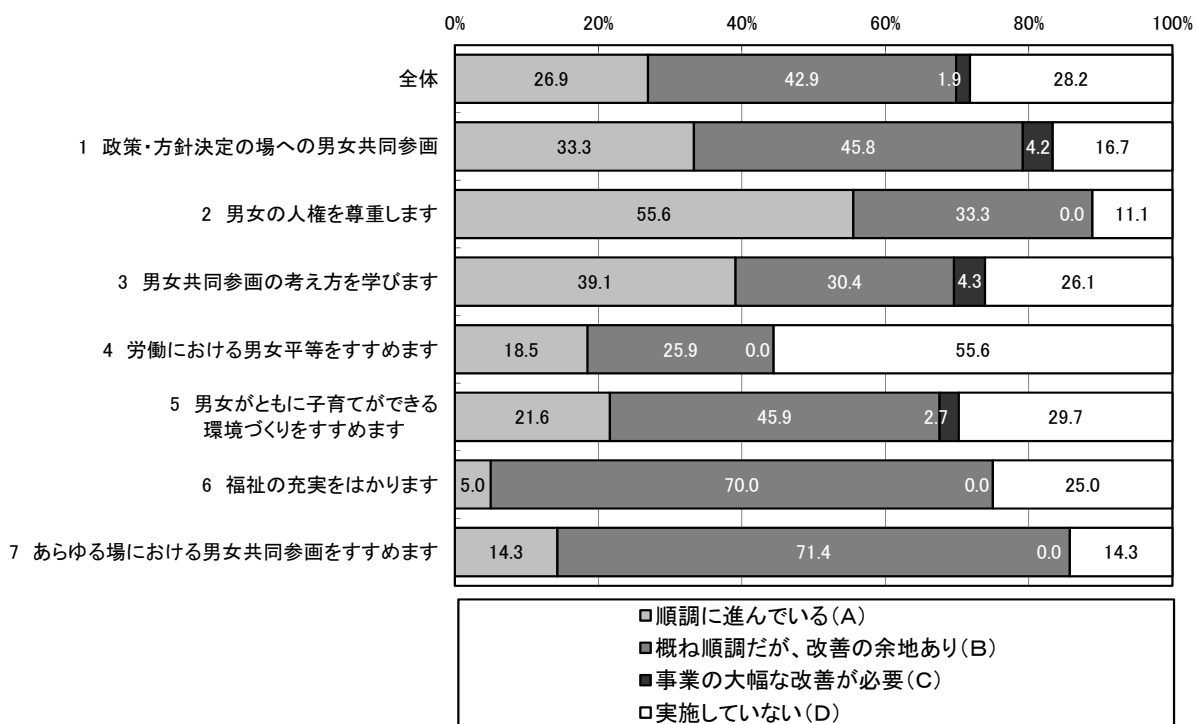
「西尾市男女共同参画プラン」の7つの基本目標について、構成する事業の進捗状況をまとめました。

Aの評価が最も多かった項目は『基本目標2 男女の人権を尊重します』であり、啓発・教育や人権を守る取組み（DV・児童虐待の防止や早期発見・早期対応に関する取組み）において順調に進みました。その他、『1 政策・方針決定の場への男女共同参画』や『3 男女共同参画の考え方を学びます』でも比較的Aの評価が多くなっています。『1 政策・方針決定の場への男女共同参画』では女性の人材活用などに関する取組みを進めてきましたが、審議会等委員への女性委員の登用率はまだ目標達成に至っていないため、さらなる取組みが必要です。『3 男女共同参画の考え方を学びます』では保育・教育の場面や男女共同参画に関する学習機会の提供について順調に進んでいます。

また、『6 福祉の充実をはかります』『7 あらゆる場における男女共同参画をすすめます』については、Bの評価が多くなっています。『6 福祉の充実をはかります』は、高齢化の進行を背景に高齢者福祉や介護の問題が増加したこと、障害者福祉については制度改正や社会全体における理解の不十分さなどから、改善の余地があるとの判断が多くなっていることが推測されます。また、『7 あらゆる場における男女共同参画をすすめます』では、科学技術、防災、環境、まちづくりなどの各分野での男女共同参画に関する取組みをあげていますが、ここでもまだ男女がともに活動する環境とはなっていないことがうかがえます。

Dの評価が多かった項目は『4 労働における男女平等をすすめます』となっており、半数以上の事業が実施されていません。市役所における男女共同参画やセクハラ対策、男性の家庭生活への参加促進などに関する取組みは進められていますが、民間企業に対する働きかけや啓発などにおいては、接点を持ちにくいことなどから取組みが進んでいない状況となっています。

■第1次プランの基本目標別の評価項目の割合



※「その他」の項目を除いた、各評価区分の割合

第 3 章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

西尾市では、平成15年（2003年）に策定した「西尾市男女共同参画プラン」において、「男女の平等」と「男女の自立」を基本理念として定めました。

本プランでは、平成15年（2003年）策定の「西尾市男女共同参画プラン」を継承し、「男女の平等」と「男女の自立」を基本理念として、性別にかかわらず、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指します。

「男女の平等」とは、男女が社会の対等な構成員として、政治、政策・方針決定過程、地域社会、家庭生活、労働、教育などのあらゆる場にとともに参画することです。

「男女の自立」とは、男女がお互いを尊重し、一人ひとりが経済的、生活的、精神的に自立した豊かな生活を営むことです。

また、本プランでは、市民が男女共同参画をより身近に感じることができるよう、「男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお」をキャッチフレーズに掲げ、女性だけ、男性だけではなく、誰もが心豊かに暮らせる西尾市となるよう本プランを推進します。

■第2次西尾市男女共同参画プランの基本理念

「男女の平等」と「男女の自立」

■第2次西尾市男女共同参画プランのキャッチフレーズ

男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお

2 基本目標

基本目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や団体等への働きかけを行います。

基本目標 2 男女共同参画の考え方をまなびます

誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、男女共同参画に関する広報・啓発を行うとともに、学校教育を含め、市民が男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

基本目標 3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

男女共同参画に関する市民活動団体による主体的な活動の促進と、市役所内の意識づくりを進め、全市的に男女共同参画が推進されやすい環境づくりを行います。

基本目標 4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

職場における男女共同参画、子育て支援の機運の醸成を図るとともに、子育てや介護等の福祉サービスの充実により、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランス^{*}を推進します。

基本目標 5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります

男女共同参画社会形成の基盤となる、生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備するため、男女の性別の違いを踏まえた健康づくり、高齢者福祉、障害者福祉を推進します。

基本目標 6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます

防災、災害時、復旧・復興時の各段階において、男女共同参画の視点に基づいた対策を講じます。

基本目標 7 男女間のあらゆる暴力をなくします

(西尾市DV基本計画)

西尾市におけるDV基本計画として位置づけ、児童虐待防止対策等と連携を図りつつ、DVの防止、被害者支援、自立支援等の一体的な対策を進めます。

^{*} ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

■第2次西尾市男女共同参画プランのイメージ



3 施策体系

基本目標	施策名
1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等委員への女性の積極的登用 (2) 地域や企業・各種団体等における女性の参画促進 (3) 市役所における男女共同参画の推進
2 男女共同参画の考え方をまなびます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供 (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (3) 男女共同参画に関する学習機会の提供 (4) 児童生徒への男女共同参画の理解促進
3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民との協働による男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画を推進する市職員及び教員等の意識づくり
4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくれます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業における環境整備 (2) 女性の就業機会の拡大 (3) 農・水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 (4) 家庭における両立支援の促進 (5) 福祉サービスの充実
5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくれます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・安心な妊娠・出産への支援 (2) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進 (3) 男女共同参画の視点に立った高齢者福祉・障害者福祉の推進
6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災分野の方針決定過程における男女共同参画の推進 (2) 防災・災害・復興時における男女共同参画の推進
7 男女間のあらゆる暴力をなくします (西尾市DV基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重の意識づくり (2) DVについて相談しやすい環境づくり (3) DV被害者への支援の充実 (4) さらなるDV対策の強化

第 4 章 基本目標別の内容

基本目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます

現状と課題

政策・方針決定の場への男女共同参画を進めることは、男女双方からの多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すために重要であり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」が掲げられています。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」においても、今後取り組むべき喫緊の課題として「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の推進」があげられており、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にするという目標が掲げられています。

国や愛知県の審議会等における女性委員の割合は、国が平成24年（2012年）9月現在、32.9%、愛知県が平成25年（2013年）4月現在、36.67%となっています。しかし、西尾市では、平成25年（2013年）4月現在で23.8%となっており、国や愛知県に比べて低い状況が続いています。さらに、西尾市では町内会長などの地域組織の長もほとんどを男性が占めており、市役所における女性管理職の割合も平成25年（2013年）4月現在で12.0%にとどまるなど、女性の参画が低調であることが課題となっています。

前期5か年の重点的取組み

★審議会等における女性委員の登用促進（施策No.1）

【市民協働課】

西尾市の審議会等における女性委員の割合は横ばいで推移しており、今後この女性委員の割合を高めるために実効性のある取組みを進めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
手法の検討	実施に向けた事例研究等	実施	⇒	⇒

★管理職への女性の積極的登用（施策No.6）

【人事課】

市職員アンケートでは、女性職員が自信のなさや仕事と家庭の両立への不安などから管理職を敬遠する傾向にあることがわかりました。これらの課題を解決するための対応を検討し、女性職員の能力活用に向けた取組みを強化します。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応の検討	実施準備	実施	⇒	⇒

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

施策の方向性

(1) 審議会等委員への女性の積極的登用

具体的施策	施策の内容	担当課
1 審議会等における女性委員の登用促進	西尾市の審議会・委員会等委員への女性の登用を促進し、全委員に占める女性の割合の向上を図ります。	市民協働課
2 人材データの整備と活用	女性の人材をデータ化し、審議会等の委員として活躍できるよう活用を図ります。また、多角的な意見を反映させるため、多様な人材の登用に配慮します。	市民協働課

(2) 地域や企業・各種団体等における女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
3 地域組織における役職者への女性の登用促進	町内会やコミュニティ団体等の地域組織における男女共同参画を促進するため、女性の役職者登用を働きかけます。	市民協働課
4 女性地域リーダーの養成	研修会・交流会を実施し、女性が地域のリーダーとして活躍できる環境づくりと、意識改革を進めます。	市民協働課
5 企業や各種団体等における女性の参画の促進	企業や各種団体における女性の参画を拡大するため、性別にこだわらない人材の採用・登用を働きかけます。また、環境や観光まちづくり分野において、女性の視点や能力を活かすため、活動団体に女性の参画を働きかけます。	商工観光課 市民協働課 環境保全課 学校教育課

(3) 市役所における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
6 管理職への女性の積極的登用	政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、市職員及び教員における管理職への女性の登用を促進します。そのために、管理職にふさわしい人材育成・能力開発を行います。	人事課 学校教育課
7 市役所における男女職員の職域拡大	男女とも幅広い分野の職務を経験させるため、女性が少ない職域への女性の参画や、男性が少ない職域への男性の参画を促進します。	人事課 学校教育課

基本目標 2 男女共同参画の考え方をまなびます

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、男女がともに思いやりと自立の意識をはぐくみ、責任を分かち合うことが不可欠です。しかし、社会には、男女の役割を固定的にとらえる意識が今なお根強く残っています。

市民へのアンケート調査によると、西尾市では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という、固定的な性別役割分担に対する考え方について『賛成派』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせたもの）が『反対派』（「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせたもの）を上回っています。昔ながらの固定的な性別役割分担意識にとらわれることは、結果として、男女それぞれの活動を制限してしまうおそれがあります。

男女共同参画社会の実現は、男女がともに暮らしやすい社会を実現するために必要不可欠なものであるという考えを広く市民に浸透させていく必要があります。

前期5か年の重点的取組み

★「男女共同参画コーナー」等の設置（施策No.10）

【市民協働課】

希望する市民が、男女共同参画に関する情報を気軽に得ることができるようにするため、市民に身近な場所に男女共同参画コーナー等の設置を進めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
場所・内容の検討 設置	⇒	⇒	⇒	⇒

★男女共同参画に関する情報誌、パンフレット等の発行（施策No.11）

【市民協働課】

男女共同参画に関する情報誌やパンフレットを作成し、広く市民に配布することで、男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、これからの時代に必要不可欠なものであるという意識を浸透させます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手法の検討 作成・配布	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方向性

(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供

具体的施策	施策の内容	担当課
8 男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	定期的なアンケート調査の実施や統計資料の収集・整理によって、西尾市の男女共同参画に関する市民意識や実態を把握し、施策に反映させます。	市民協働課
9 男女共同参画に関する情報や行政資料の収集と貸出	男女共同参画に関する書籍やDVDなどを収集・整備し、必要に応じて市民への貸出を行います。	市民協働課
10 「男女共同参画コーナー」等の設置 【新規】	市役所、図書館、市民活動センターなどに「男女共同参画コーナー」等を設置するなど、情報発信の場を充実します。	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
11 男女共同参画に関する情報誌、パンフレット等の発行 【新規】	情報誌やパンフレット等を市民主体で作成し、男女共同参画の重要性を広く市民に周知します。また、子ども、男性、高齢者など、対象別にパンフレットを作成するなどし、効果的な啓発を行います。	市民協働課
12 男女共同参画に関するイベントの開催 【新規】	市全体で男女共同参画に関する意識を醸成することを目的に、イベントを開催します。	市民協働課

(3) 男女共同参画に関する学習機会の提供

具体的施策	施策の内容	担当課
13 男女共同参画に関するセミナーや出前講座の実施 【新規】	セミナーの開催や出前講座の実施により、男女共同参画に関する学習ができる機会を提供します。	市民協働課
14 男性や若者世代を対象とした学習機会や情報の提供 【新規】	男性や若者世代を対象に、男女共同参画社会の意義と責任に関する学習機会や、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座や講習会の充実を図ります。	市民協働課 生涯学習課

(4) 児童生徒への男女共同参画の理解促進

具体的施策	施策の内容	担当課
15 学校・幼稚園・保育園における男女平等教育の推進	教育の場での男女間の不必要な区別・慣習を見直し、男女平等の視点に立った保育・教育を行います。	子ども課 学校教育課
16 メディアに関する能力向上のための教育・学習の推進 【新規】	児童生徒の健全育成のため、メディア情報の適切な評価や活用、メディアを通じたコミュニケーション能力向上のための教育・学習を充実します。	学校教育課
17 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 【新規】	性別にとらわれない勤労観・職業観を育み、主体的に進路選択できる能力を育成します。また、女子児童生徒に対し、科学技術・学術分野への進路選択についての意識啓発を行います。	学校教育課

基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

現状と課題

西尾市における男女共同参画社会の実現のためには、様々な施策を推進する市職員や、地域において活動を展開する市民団体の推進力が不可欠です。

国においては、男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省として「男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していた」ことがあげられています。より多くの市民や市職員が、男女を取り巻く社会的背景や、男女共同参画の重要性を認識し、行動に移していかなければなりません。

西尾市では、男女共同参画社会の実現を目指すことに賛同する市内の団体やグループ、個人を会員とする「ばらネット^{*}」を設置し、学習機会の提供や交流・情報交換等を行っています。しかし、男女共同参画についての人々の意識や行動を変えるには、行政が行う施策だけでなく、地域活動団体、企業、市民、市職員等がそれぞれの立場で実践する地道な取り組みが必要です。

前期5か年の重点的取組み

★多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進（施策No.19） 【市民協働課】

様々な団体・組織との連携により、地域で活動する市民の新しい視点や発想を活かした、効果的な広報・啓発活動を進めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
手法の検討 実施に向けた調査	勉強会等の開催	⇒	⇒	⇒

* ばらネット

男女共同参画社会の実現を目指すことに賛同する市内の団体やグループ、個人で構成するネットワーク。ばらネットセミナーや他市への視察・他市団体との交流、会員相互の交流・情報交換などの活動を行っている。

施策の方向性

(1) 市民との協働による男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
18 男女共同参画に取り組む活動団体の育成と活動支援 【新規】	男女共同参画に関する啓発や相談等を行う活動団体に対し、活動を支援します。	市民協働課
19 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進 【新規】	市民活動団体、福祉団体、経済団体、教育関係団体等各種団体との情報及び意見交換などを行い、男女共同参画社会づくりに向けての効果的な広報・啓発活動を行います。	市民協働課

(2) 男女共同参画を推進する市職員及び教員等の意識づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
20 男女共同参画に関する市職員研修の実施	男女平等意識を身につけるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場環境・風土の改善に努めます。	人事課 学校教育課
21 広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	市役所が発行する広報等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進します。	秘書課 市民協働課

基本目標 4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

現状と課題

女性の社会進出が進み、西尾市においても就業者人口の約4割を女性が占めるなど、様々な分野で活躍する女性が増えてきました。しかし、市民へのアンケート調査によると、共働き、片働きにかかわらず、男女の家事時間には大きな差がみられ、共働きの場合では、女性は仕事をしながら家事の大部分を担っている状況にあることがわかりました。仕事に加え、家事や育児・介護等の負担が女性のみにかかることは、女性の活躍を妨げかねません。

また、男性においては、生活の中で仕事を優先せざるを得ず、家庭生活、地域や個人の活動が優先できていない状況がみられます。このような仕事に偏重する生活スタイルは、男性の心身の健康にも影響を及ぼす可能性があります。

市民へのアンケート調査や企業へのヒアリング調査によると、男女共同参画の推進に向けて行政に求める支援として、保育サービスや介護サービスの充実をあげる意見が多く聴かれました。国や愛知県においても、子育て支援制度の充実やワーク・ライフ・バランスの推進といった、男女がともに働きやすい環境を整えるための取組みが重点的に進められています。社会が大きな転換期をむかえる中、西尾市においても国や愛知県の動きと連動し、男女がともに希望するバランスで職業生活・家庭生活を送ることができる環境を整えていく必要があります。

前期5か年の重点的取組み

★ワーク・ライフ・バランスの普及（施策No.29） 【子育て支援課・市民協働課】

仕事を持つ男女が、希望するバランスで仕事と家庭生活を送ることができるよう、個人への意識啓発を進めるとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組みを促進します。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み内容の検討 事例研究等	実施	⇒	⇒	⇒

施策の方向性

(1) 企業における環境整備

具体的施策	施策の内容	担当課
22 職場における男女共同参画の啓発・情報提供	商工会議所等と連携を図り、職場における男女平等を進める講演会・セミナー等を開催します。	商工観光課 市民協働課
23 法制度の周知徹底	男女共同参画や仕事と家庭生活の両立に関する各種法制度についての情報提供により周知徹底を図ります。	商工観光課 市民協働課
24 ファミリー・フレンドリー企業への登録促進	企業に対し、愛知県が推進するファミリー・フレンドリー企業への登録を働きかけます。	商工観光課 市民協働課

(2) 女性の就業機会の拡大

具体的施策	施策の内容	担当課
25 女性の能力開発、女性起業家支援事業の充実	就労意欲のある女性の能力開発や女性の起業支援に関する情報提供・学習機会の充実に努めます。	商工観光課 市民協働課
26 就業・再就職支援の充実	企業に対し、就業や再就職を促進するための啓発や情報提供を行います。	商工観光課 市民協働課

(3) 農・水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
27 農・水産業、商工業等の自営業における女性の能力の積極的な活用	農・水産業、商工業等の分野において、女性の経営参画を促進するとともに、6次産業 ^{※1} などの新たな分野で女性の能力が発揮されるように支援を行います。	商工観光課 農林水産課
28 農業における女性の労働環境整備	男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定 ^{※2} の締結を促進し、農業において女性が働きやすい環境づくりを促進します。	農林水産課

※1 6次産業

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業を総合的かつ一体的に推進し、新たな付加価値を加えた産業のこと。

※2 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

(4) 家庭における両立支援の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
29 ワーク・ライフ・バランスの普及 【新規】	ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方や重要性についての啓発を行います。	子育て支援課 市民協働課
30 男性への家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供	家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座や講習会の充実を図ります。	長寿課 健康課 子育て支援課 市民協働課 生涯学習課
31 子育て応援意識の醸成 【新規】	愛知県が定める子育て応援の日（はぐみんデー）などを利用して子育てに関する啓発を行い、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図ります。	子育て支援課 市民協働課

(5) 福祉サービスの充実

具体的施策	施策の内容	担当課
32 多様なニーズに対応する保育サービスの充実	保護者の多様なニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、病児・病後児保育等の充実を図るとともに、新たな制度に対応した仕事と育児の両立を支援する保育環境を整えます。また、子育ての相談や一時預かりの場を増やし、地域の子育て支援を充実させます。	子育て支援課 子ども課 家庭児童支援課
33 学童保育の充実	学童保育の拡充と施設の整備、指導員の研修などを実施します。	子育て支援課
34 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、経済的支援及び家事・育児支援、就労支援等を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課 家庭児童支援課
35 介護サービスの充実	仕事を持つ男女が仕事と介護を両立できるよう、適切な介護サービスの利用を支援します。	長寿課

基本目標5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります

現状と課題

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の前提となります。

健康上の課題は、男女の生活習慣や身体的な差などによって異なってくるため、このことを認識したうえで健康づくりに取り組んでいく必要があります。特に、女性に比べて男性は肥満者や飲酒・喫煙習慣者の割合が高く、長時間労働者も多いことから、食習慣や生活習慣の乱れなどによる健康への影響が懸念されます。また、女性には、妊娠・出産の可能性があります。安全・安心して出産や子育てができるよう、男女ともに認識を深めるとともに、支援体制を整備する必要があります。

加えて、高齢化が進む西尾市では、高齢者の社会参加や生きがいがづくり、介護予防など、あらゆる場面において男女共同参画の視点を盛り込むことが大切です。また、障害のある人にとっても、男女それぞれのニーズの違いを踏まえた支援が求められています。

前期5か年の重点的取組み

★メンタルヘルス対策の推進（施策No.39）

【健康課・市民協働課】

現代では、仕事に偏重する生活スタイルの中で弱音を吐けずにいる男性や、仕事と家事・育児・介護など家庭生活との両立に悩む女性などが多くいます。従来の固定的な性別役割分担に基づく、男性・女性に期待される役割は、時として大きなストレスになることがあるため、このようなストレスに適切に対処できるよう、メンタルヘルス対策を進めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
手法の検討	学習機会等の提供	⇒	⇒	⇒

★高齢期の男女共同参画に関する意識啓発（施策No.41）

【長寿課】

今後のさらなる高齢化の進行を見据え、男女の身体的な差に応じた介護予防対策や、高齢男性の家事能力の向上、高齢女性の経済的な問題への対応など、男女共同参画の視点に立った支援や、高齢者への意識啓発を進めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者・家族への支援・意識啓発	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方向性

(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

具体的施策	施策の内容	担当課
36 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) [*] についての啓発	妊娠や出産などを含めた女性の生涯を通じた健康づくりに関することや、母性の保護を受ける権利があることを周知します。	健康課
37 男女が互いの性を尊重する性教育の充実	児童生徒が、妊娠や性感染症等の性に関する知識を確実に身につけるよう、適切な指導を実施します。	学校教育課
38 妊娠・出産に対する支援 【新規】	安全・安心な出産に向け、定期的な妊産婦健診の必要性について周知するとともに、妊娠・出産に関する知識の普及に努めます。また、妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる相談や費用の助成を行います。	健康課

(2) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

具体的施策	施策の内容	担当課
39 メンタルヘルス対策の推進 【新規】	仕事のストレスや経済的な悩みを抱える人に対して、メンタルヘルス対策を推進します。	健康課 市民協働課
40 男女の性別の違いに応じた健康づくりの推進	がんやタバコ・アルコール依存などの健康課題に対し、男女の性別の違いに応じた啓発や相談を行います。	健康課

(3) 男女共同参画の視点に立った高齢者福祉・障害者福祉の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
41 高齢期の男女共同参画に関する意識啓発	高齢者を対象に、男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施します。	長寿課
42 自立支援環境の充実	障害のある男女の自分らしい自立した生活を支援するため、性別の違いに配慮したきめ細やかな相談支援体制や生活支援事業の充実を図ります。	福祉課

^{*} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

基本目標 6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます

現状と課題

西尾市は東海地震の地震防災対策強化地域と東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、計画的な防災・災害時対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害では、避難所において、女性が必要とする衛生用品等の生活必需品の不足や、授乳や着替えをする場所の未設置、「女性だから」という理由で当然のように食事準備や清掃等を割り振られるなどの事例がみられました。一方、家族を経済的に支え、守るのは自分の役割であるとの意識が強い男性は、その責任を抱え込み、追い詰められやすいという問題もありました。

国では、平成 25 年 5 月に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が策定されました。これまで、防災・災害時対策に女性や子どもの視点が反映されにくかった背景には、防災対策などの計画段階に、女性が参画していなかったことが理由の一つと考えられます。南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されるなか、国の指針を参考にしながら、平常時から、男女共同参画の視点を持って、防災・災害時対策を講じておくことが必要となっています。

前期5か年の重点的取組み

★防災・災害時における意思決定の場への女性の参画推進（施策No.44）

【防災課】

防災・災害対応時において、女性の意見も反映されるよう、女性向けの啓発活動を実施します。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手法の検討	実施	⇒	⇒	⇒

★男女共同参画の視点に立った防災対策に関する啓発（施策No.46）

【防災課・市民協働課】

東日本大震災などの事例も踏まえながら、防災・災害時対策における男女共同参画の必要性について市民に周知・啓発を行います。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手法の検討	事例研究等	実施	⇒	⇒

施策の方向性

(1) 防災分野の方針決定過程における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
43 地域防災活動への男女共同参画の推進	町内会・自主防災会等の地域防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。	防災課
44 防災・災害時における意思決定の場への女性の参画推進 【新規】	防災・災害対応時において、女性の意見も反映されるよう、女性向けの啓発活動を実施します。	防災課
45 男女共同参画の視点に立った防災・災害時対策の推進	防災会議において女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映させます。	防災課

(2) 防災・災害・復興時における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
46 男女共同参画の視点に立った防災対策に関する啓発 【新規】	男女共同参画の視点からの防災・災害対策の必要性などについて、広く市民に広報・啓発を行います。	防災課 市民協働課
47 地域の女性防災組織の支援や連携・協働 【新規】	災害時に、男性だけでなく女性も主体的に役割を果たせるよう、地域の女性防災組織への支援や、日ごろからの連携・協働を進めます。	防災課
48 男女共同参画の視点に立った避難所の運営 【新規】	避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保するための運営が行われるよう対策を講じます。	防災課
49 男女共同参画の視点に立った復旧・復興対策の推進 【新規】	復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を反映させます。	防災課 都市計画課

基本目標 7 男女間のあらゆる暴力をなくします

(西尾市 DV 基本計画)

現状と課題

配偶者や恋人からの暴力行為は、かつては家庭内の問題、男女間の個人的な問題としてとらえられる傾向がありました。しかし、平成5年(1993年)の国連総会で、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたことにより、このような認識は大きく改善されました。日本国内でも、親しい男女間に起こる暴力の防止、被害者の保護に向け、平成13年(2001年)に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定され、その後、平成16年(2004年)、平成19年(2007年)、平成25年(2013年)に法改正が行われ、被害者保護の充実が図られてきました。

市民へのアンケート調査からは、配偶者や恋人からの暴力の被害経験者が、身体的暴力で13.0%、精神的暴力で22.3%いることがわかりました。これは決して少ない値ではありません。また、潜在的な被害者がいることも懸念されます。社会全体の理解は進みつつありますが、どのようなことが暴力にあたるのかという認識には個人によって違いがあるため、暴力の種類などについても周知を進めることが重要となります。

DVのほか、セクシュアル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。)、ストーカー[※]などの人権侵害行為に対する法整備も進められていますが、生命を危険にさらすような深刻な被害が後をたちません。今後も、DV、セクハラ等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組みを進めていく必要があります。

※ ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手やその配偶者、同居の親族などに対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を行うこと。

★DV等防止のための啓発と情報提供の充実（施策No.50）

【家庭児童支援課・市民課・市民協働課】

どのようなことがDVにあたるのかといった、暴力の種類に関する情報提供や、DV防止のための啓発を行います。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手法の検討	実施	⇒	⇒	⇒

★DV相談体制の充実（施策No.55）

【家庭児童支援課】

DV被害の潜在化を防ぐため、相談窓口に関する情報提供を充実するとともに、安心して相談できる体制の整備を進めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体制強化	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方向性

（1）人権尊重の意識づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
50 DV等防止のための啓発と情報提供の充実	DVに対する正しい認識を普及させるため、パンフレット等を作成し、広く市民へ情報提供を行います。また、ストーカー等の男女間の人権侵害行為についても、その防止に向けた啓発、情報提供を行います。	家庭児童支援課 市民課 市民協働課
51 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV防止のための啓発を行います。	家庭児童支援課 市民協働課
52 セクシュアル・ハラスメントの防止対策と啓発	職場、学校などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントが起きない環境づくりを行います。また、企業へセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発や情報提供を行います。	人事課 商工観光課 市民協働課 学校教育課
53 人権尊重についての教育・啓発	男女の人権尊重や男女平等の重要性など人権教育を推進します。また、暴力は人権侵害であり許されるものではないことについて、教育・啓発を行います。	市民課 学校教育課
54 デートDVに関する啓発 【新規】	中高生等に対し、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実を図ります。	家庭児童支援課 市民協働課 学校教育課

(2) DVについて相談しやすい環境づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
55 DV相談体制の充実 【新規】	相談窓口の情報を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービスの向上を促進します。	家庭児童支援課
56 在住外国人への情報提供と相談体制の確立	日本で働き生活する外国人に対し、DVに関する多言語での情報提供や相談体制の整備を行います。	家庭児童支援課
57 窓口相談対応マニュアルの周知 【新規】	DV被害者に対し窓口で気をつけるべき事項をまとめた相談対応マニュアルを作成し、市職員に周知します。	家庭児童支援課
58 市職員への研修の実施 【新規】	DVに関する相談を受ける市職員が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応ができるよう、研修等を実施します。	家庭児童支援課

(3) DV被害者への支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
59 要保護児童対策地域協議会との連携による虐待防止対策の推進	定期的なケース会議等の開催を通じ、要保護児童やDV被害者について、関係機関と情報の交換や支援方策の検討を行います。	家庭児童支援課
60 関係機関との連携協力による被害者の実情に応じた支援 【新規】	被害者の支援にあたっては、子ども・高齢者・障害者等それぞれの立場を踏まえ、個人情報には十分に留意しつつ、関係機関と連携協力し、適切な対応・支援を行います。	福祉課 長寿課 家庭児童支援課 市民協働課
61 緊急保護支援体制の確立	緊急保護を必要としているDV被害者に対して、関係機関（警察・病院・弁護士など）と連携し、迅速な支援ができる体制を整備します。	家庭児童支援課
62 自立のための支援体制の確立 【新規】	DV被害者が自立して生活できるよう、県等の専門機関と連携し、就労支援、住宅の確保、子どもの就学支援等を行います。	家庭児童支援課 市民協働課
63 被害を受けた子どもへの支援体制の整備	被害を受けた子どもの心身状態や家庭状況等に十分な配慮を行いつつ、心身の健康や生活の回復に向けた支援を行います。	健康課 家庭児童支援課 学校教育課

(4) さらなるDV対策の強化

具体的施策	施策の内容	担当課
64 DVに関する調査研究の実施	DV被害者への支援や加害者への対応など、DVに関する先進的な取組み事例についての情報収集、調査研究を行います。	家庭児童支援課

第 5 章 数值目標

1 数値目標の設定

7つの基本目標ごとに、男女共同参画の推進状況を測る数値目標を設定します。

基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
審議会等における女性委員の割合 【市民協働課】	【算出方法】 市の審議会等（法令・条例設置）委員に占める女性委員の割合（4月1日）。	23.8% (平成25年)	30%	40%
市役所の管理職における女性の割合 【人事課・市民協働課】	【算出方法】 課長級以上の管理職に占める女性職員の割合（4月1日）。	12.0% (平成25年)	13%	15%

基本目標2 男女共同参画の考え方をまなびます

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数 【市民協働課】	【算出方法】 男女共同参画に関する講座・セミナーへの参加のべ人数（年度計）。	600人 (平成24年度)	700人	800人

基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
市民活動団体との協働事業の実施数 【市民協働課】	【算出方法】 行政と市民活動団体が協働で実施する男女共同参画に関する事業の数（年度計）。	5事業 (平成24年度)	6事業	7事業

基本目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
25～44歳の女性の労働力率 【市民協働課】	【算出方法】 性別・年齢別の労働力率（国勢調査）。	69.9% (平成22年)	73% (平成27年)	76% (平成32年)
家事・育児・介護に関わらない男性の割合 【市民協働課】	【算出方法】 アンケート調査で平日に家事・育児・介護に「まったく関わっていない」と回答する男性の割合（5年ごとのアンケートで把握）。	33.3% (平成24年)	28% (平成29年)	23% (平成34年)
家族経営協定締結数 【農林水産課】	【算出方法】 家族経営協定を締結している農家の世帯数（年度末）。	52世帯 (平成24年度)	60世帯	65世帯

基本目標5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
がん検診受診率 【健康課】	【算出方法】 各種がん検診受診率（年度計）。 ※肺がんは男女合計の数値、子宮がん、乳がんは女性のみの数値	肺がん 25.3% 子宮がん 22.2% 乳がん 17.3% (平成23年度)	肺がん 28% 子宮がん 27% 乳がん 21%	肺がん 30% 子宮がん 29% 乳がん 22%

基本目標6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
防災講座での女性の参加者割合 【防災課】	【算出方法】 防災・減災セミナーでの女性の参加者割合。	9.3% (平成25年度)	15%	20%

基本目標7 男女間のあらゆる暴力をなくします

指標		現状値	目標値	
			平成30年度	平成35年度
DV防止に関する啓発回数 【家庭児童支援課】	【算出方法】 DV防止に関する広報や啓発事業の実施回数（年度計）。	0回 (平成24年度)	2回	4回

第 6 章 推進体制

1 市役所における施策の推進体制の整備

(1) 「西尾市役所男女共同参画推進委員会」における関係各課の連携強化

男女共同参画に関する施策は多方面にまたがるため、「西尾市役所男女共同参画推進委員会」を開催し、関係各課との連携を密にするとともに、男女共同参画に関する共通認識を持ってあらゆる事業を推進します。

また、男女共同参画に関連する分野の個別計画と整合性を図りながら、総合的に取組みを進めます。

(2) 市職員への意識啓発

男女共同参画の推進に向けては、事業の推進主体になる行政側から意識を高めることが大切です。すべての市職員が男女共同参画の視点を持って事業に取り組めるよう、市職員への研修を充実します。

(3) 施策・事業の点検・評価

毎年度、関係各課において「具体的施策」に掲げた施策・事業の取組み内容や実績、課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業を見直します。また、進捗管理の中では、男女共同参画の視点を持って事業に取り組んだかどうかの「目的意識」の確認をあわせて実施します。

(4) 数値目標の進捗管理

本プランに掲げている「数値目標」について、プランの中間年度である平成 30 年度と、最終年度である平成 35 年度に、統計データや事業実績等を用いて達成状況を確認します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、施策や目標について、必要に応じてより適切なものへと見直しを行います。

2 市民と行政との連携体制の整備

(1) 「にしお男女共同参画市民会議」の開催

市民委員や有識者で構成する「にしお男女共同参画市民会議」を定期的に開催し、市民の意見を男女共同参画施策に反映させます。

(2) 「にしお男女共同参画市民会議」によるプランの進捗状況評価

毎年度、行政が行った施策・事業の点検・評価について、「にしお男女共同参画市民会議」において全体的な評価を行います。その結果を受けて、施策や事業の改善につなげます。

(3) ネットワークづくりについて

本プランを全市的な取組みとして推進していくため、企業や男女共同参画に関する活動を行う団体、地域組織、NPO、市民等と行政とのパートナーシップを構築し、さらに活動に広がりを持たせていきます。

なかでも、男女共同参画社会の実現を目指すことに賛同する市内の団体やグループ、個人を会員とする「ばらネット」と行政が連携を図り、ネットワークがより一層広がるよう活動の活性化を目指します。

資料編

1 プラン策定の経過

平成 24 年度

年月日	内容
平成 24 年 8 月 22 日	第 1 回にしお男女共同参画市民会議
平成 24 年 10 月 1 日から 10 月 15 日まで	「西尾市 男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
平成 24 年 10 月 12 日から 10 月 26 日まで	「西尾市 男女共同参画に関する企業実態調査」の実施
平成 24 年 11 月 5 日から 11 月 20 日まで	「西尾市 男女共同参画に関する市職員意識調査」の実施
平成 25 年 1 月 9 日	A 社への企業ヒアリングの実施
平成 25 年 1 月 9 日	B 社への企業ヒアリングの実施
平成 25 年 1 月 17 日	C 社への企業ヒアリングの実施
平成 25 年 1 月 22 日	D 社への企業ヒアリングの実施
平成 25 年 3 月 28 日	第 2 回にしお男女共同参画市民会議

平成 25 年度

年月日	内容
平成 25 年 5 月 24 日	第 1 回西尾市男女共同参画推進委員会ワーキングスタッフ会議
平成 25 年 6 月 7 日から 6 月 28 日まで	「西尾市 男女共同参画に関する団体調査」の実施 「西尾市 男女共同参画に関する若年者調査」の実施
平成 25 年 6 月 14 日	第 1 回西尾市役所男女共同参画推進委員会
平成 25 年 6 月 28 日	第 1 回にしお男女共同参画市民会議
平成 25 年 8 月 7 日	第 2 回西尾市男女共同参画推進委員会ワーキングスタッフ会議
平成 25 年 8 月 20 日	第 2 回西尾市役所男女共同参画推進委員会
平成 25 年 9 月 6 日	第 2 回にしお男女共同参画市民会議
平成 25 年 11 月 8 日	第 3 回西尾市男女共同参画推進委員会ワーキングスタッフ会議
平成 25 年 11 月 20 日	第 3 回西尾市役所男女共同参画推進委員会
平成 25 年 12 月 6 日から 平成 26 年 1 月 6 日まで	パブリックコメントの実施
平成 26 年 2 月 5 日	第 4 回西尾市役所男女共同参画推進委員会
平成 26 年 2 月 10 日	第 3 回にしお男女共同参画市民会議

2 にしお男女共同参画市民会議

(1) 設置要綱

にしお男女共同参画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、第2次西尾市男女共同参画プランを策定するにあたり、市民の意見を反映させるため、にしお男女共同参画市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、第2次西尾市男女共同参画プランの策定及び基本的かつ総合的な施策について調査、審議し、意見を述べるとともに必要な事項について市長に提言するものとする。

(委員)

第3条 市民会議の委員は、市長が委嘱し19名以内で組織する。

2 委員の任期は、3年間とする。

(役員)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

(役員職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、地域振興部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

所属等	氏名	備考
公募委員	高木 礼治	
公募委員	岩瀬 啓子	
公募委員	本山 義弘	
公募委員	嶋崎 恵美子	
前にしお男女共同参画市民会議 会長	加藤 晴子	会長
西尾信用金庫 人事部長	大見 耕児	副会長
西尾子育てサークル協議会 代表	星野 規子	
やはぎ会西尾ブロック 代表	太田 喜代美	
ばらネット 代表	松崎 幸子	
吉良町女性の会 代表	大竹 享子	
西尾市教職員組合 女性部代表 (西尾小)	倉知 雅美	(平成23年度)
西尾市教職員組合 女性部代表 (三和小)	内木 純子	(平成24年度)
西尾市教職員組合 女性部代表 (西野町小)	江坂 由紀	(平成25年度)
中京大学 教授	柳本 祐加子	顧問

順不同、敬称略

3 西尾市役所男女共同参画推進委員会、ワーキングチームスタッフ会議

(1) 設置要綱

西尾市役所男女共同参画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 西尾市における男女共同参画社会の実現について、総合的かつ効果的な推進を図るため、西尾市役所男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「西尾市男女共同参画プラン」の策定に関すること。
- (2) 「西尾市男女共同参画プラン」の施策の進捗状況の把握と評価に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進について関係課内の総合調整に関すること。
- (4) 前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係課の長に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 委員会を補助し、具体的な検討を行うため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、ワーキングチームリーダー及びスタッフをもって組織する。
- 3 リーダーは、ワーキングチームにおいて調査、研究した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
企画部秘書課長
企画部人事課長
総務部防災課長
福祉部福祉課長
福祉部長寿課長
福祉部健康課長
子ども部子ども課長
子ども部子育て支援課長
子ども部家庭児童支援課長
地域振興部商工観光課長
地域振興部農林水産課長
環境部環境保全課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長

(2) 委員名簿

西尾市役所男女共同参画推進委員会

部課名	職名	氏名	備考
企画部秘書課	課長	近藤 芳英	
企画部人事課	課長	高原 浩	副委員長
総務部防災課	課長	深見 光弘	
福祉部福祉課	部次長兼課長	山崎 悟	
福祉部長寿課	課長	山内 政春	
福祉部健康課	課長	石川 正則	
子ども部子ども課	課長	永谷 和夫	
子ども部子育て支援課	部次長兼課長	荒井 裕幸	
子ども部家庭児童支援課	課長	天野 利恵子	
地域振興部商工観光課	課長	金原 英樹	
地域振興部農林水産課	部次長兼課長	鈴木 秀樹	委員長
環境部環境保全課	課長	野澤 啓至	
教育委員会学校教育課	課長	水谷 寛明	
教育委員会生涯学習課	課長	近藤 稔幸	

西尾市役所男女共同参画推進委員会ワーキングチームスタッフ会議

部課名	職名	氏名	備考
企画部秘書課	主査	天野 昌洋	
企画部人事課	主査	青山 英夫	
総務部防災課	主査	柘植 一紀	
福祉部福祉課	課長補佐	倉家 京子	
福祉部長寿課	主査	倉谷 よし江	
福祉部健康課	課長補佐	遠山 勝春	
子ども部子ども課	指導主事	浅井 みや子	
子ども部子育て支援課	主任主査	石川 悦子	
子ども部家庭児童支援課	主任主査	小林 明子	
地域振興部商工観光課	主査	高須 清和	
地域振興部農林水産課	主任主査	加藤 英之	
地域振興部市民課	主査	鈴木 佳代	
地域振興部市民協働課	主査	小林 直樹	ワーキングチームリーダー
環境部環境保全課	課長補佐	鈴木 雅博	
教育委員会学校教育課	主査	高山 希利子	
教育委員会生涯学習課	主査	渡邊 恵里加	

4 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年七月十六日法律第一百二号
同 十一年十二月二十二日同第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を

明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画

社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を

図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第2次西尾市男女共同参画プラン

発行年月 平成26年(2014年) 3月

編集/発行 西尾市

〒445-8501

愛知県西尾市寄住町下田22番地

URL <http://www.city.nishio.aichi.jp/>